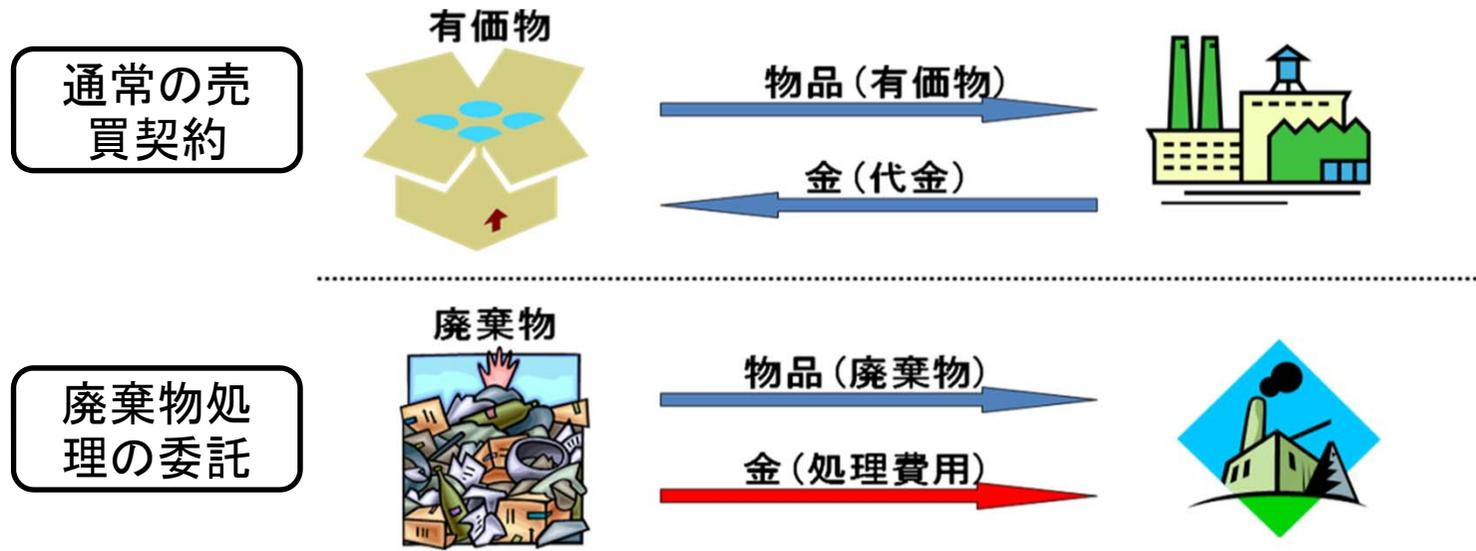


環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部提出資料

廃棄物の処理及び清掃に関する法律の概要

分類	廃棄物 汚物又は不要物であって固形状又は液状のもの（放射性物質等を除く。）		
	一般廃棄物 産業廃棄物以外の廃棄物 （家庭から排出されるごみ等）	産業廃棄物 事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃え殻、 汚泥、廃油、廃プラスチック類等	
国の役割	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;"> <ul style="list-style-type: none"> ○ 基本方針、廃棄物処理施設整備計画の策定 ○ 処理基準、施設基準、委託基準の設定 </div> <div style="width: 45%;"> <ul style="list-style-type: none"> ○ 技術開発・情報収集 ○ 廃棄物の輸出の確認、輸入の許可 </div> </div>		
廃棄物処理に係る主な規制	市町村長	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">市町村 処理責任</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 一般廃棄物処理計画の策定 ・ 一般廃棄物を生活環境保全上の支障が生じないうちに処理しなければならない ・ 処理基準の遵守 ・ 委託基準の遵守 </div> <div style="width: 45%; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">排出事業者 処理責任</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 産業廃棄物を自ら処理しなければならない ・ 保管基準、処理基準の遵守 ・ 委託基準の遵守 ・ 管理票の交付・保存義務 </div> </div>	
	都道府県知事	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">一般廃棄物処理業者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 許可 ・ 報告徴収・立入検査 ・ 改善命令・措置命令 </div> <div style="width: 45%; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">産業廃棄物処理業者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 許可 ・ 報告徴収・立入検査 ・ 改善命令・措置命令 ・ 管理票に係る勧告 </div> </div>	
	国の特例・認定	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">一般廃棄物処理施設設置者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 許可 ・ 報告徴収・立入検査 ・ 改善命令 </div> <div style="width: 45%; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">産業廃棄物処理施設設置者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 許可 ・ 報告徴収・立入検査 ・ 改善命令 ・ 定期検査 </div> </div>	
	罰則	<p>○再生利用認定制度 大規模再生利用を行う者を環境大臣が認定。 <small>（認定例）・ 廃肉骨粉をセメント原料として利用</small></p> <p>○無害化認定制度 石綿、PCBの無害化処理を行う者を環境大臣が認定。</p> <p>○熱回収施設設置者 熱回収（廃棄物発電・余熱利用）の機能を有する施設の設置者を都道府県知事が認定。</p> <p>○広域認定制度 廃棄物の減量等に資する広域的処理を行う者を環境大臣が認定。 <small>（認定例）・ 廃パソコン ・ 廃二輪自動車 ・ 廃消火器</small></p> <p>○優良認定制度 優良な産業廃棄物処理業者を都道府県知事が認定。</p>	
		<p>○不法投棄・不法焼却・無許可営業 5年以下の懲役or1千万円以下の罰金又は併科</p> <p>○委託基準違反・改善命令違反 3年以下の懲役or3百万円以下の罰金又は併科</p> <p>※ 法人の場合3億円以下の罰金刑</p>	
		<p style="text-align: right;">都道府県知事</p>	

廃棄物処理の考え方



廃棄物の処理の場合は、物品の流れと金の流れが同じ

→ 集めるだけで儲かってしまう

不適正処理、不法投棄の誘惑

廃棄物処理法による適正処理の確保が必要

例) 許可制度、処理基準、施設の構造基準、報告徴収、立入検査、改善命令、措置命令、罰則等

許可制度の趣旨

業として産業廃棄物の処理を行う行為を一般的に禁止

産業廃棄物の処理を適正に実施することができると認められる者についてのみ業として産業廃棄物の処理を行うことができることとしている

産業廃棄物の処理を適正になしえない者を排除し、不適正処理を未然に防止

- 産業廃棄物の処理を行うにあたって必要な施設・能力等を有していること
- 欠格要件に該当しないこと

法人又はその役員等が、

- 成年被後見人、被保佐人、破産者
- 禁固以上の刑に処せられてから5年を経過しない者
- 廃棄物処理法等の環境関連法、刑法等の法律違反によって罰金以上の刑に処せられてから5年を経過しない者
- 廃棄物処理業、浄化槽清掃業の許可を取り消された者で取消しの日から5年を経過しない者(廃業も同様)
- 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
- 暴力団員等がその事業活動を支配する者
- その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者

を審査

不適正処理の事例 ①

香川県豊島事案



【事案の概要】

- 香川県の豊島において、昭和50年代後半から平成2年まで、有価物と称してシュレッダーダスト、廃油、汚泥等の産業廃棄物が大量に持ち込まれ不法投棄された事案。
- 投棄等規模：約62.2万m³
- 平成15年12月、産廃特措法に基づく特定支障除去等事業実施計画の環境大臣同意。現在、県が国からの補助を受けて行政代執行実施中。
- 行政代執行に係る事業費(見込)：約312億円

不適正処理の事例 ②

青森・岩手県境事案



【事案の概要】

- 燃えがら・汚泥と樹皮を混合して製造した堆肥様物や、ごみ固形化物等が、青森県・岩手県に跨る事業場敷地内に不法投棄された事案。
- 投棄等規模：約84.3万m³
- 平成16年1月、産廃特措法に基づき、廃棄物の全量撤去を基本とする両県の実施計画に環境大臣同意。現在、両県が国からの補助を受けて行政代執行を実施中。
- 行政代執行に係る事業費(見込)：約664億円

「企業グループでの産業廃棄物の自ら処理の容認」に対する考え方

経済活性化に係る規制・制度改革に関する要望事項等一覧表(「モノ」)23関連

御要望事項

事業者が自ら産業廃棄物の処理を行う場合、廃棄物処理業の許可は不要となっているが、処理を他に委託する場合委託先は処理業の許可が必要となる。

産業廃棄物の処理を、親会社・連結子会社間および親会社・持分法適用会社間に委託する場合には、排出者の「自ら処理」と位置付け、処理側は産業廃棄物の処理業の許可を得なくてもよいこととすべきではないか。

1. 他者の産業廃棄物の収集又は運搬並びに処分を業として行おうとする者については、廃棄物処理法上、産業廃棄物処理業の許可が必要とされている。これは、①産業廃棄物は、自由な処分に任せているとぞんざいに扱われるおそれがあり、生活環境保全上の支障を生じる可能性が常にあることや、②産業廃棄物の処理委託は、当該産業廃棄物の受け渡しと同時に処理料金が支払われるため、産業廃棄物処理業者が、処理コストを捻出せず、不法投棄等の不適正処理を行いやすいインセンティブが働くこと、等を踏まえ、業として産業廃棄物の処理を行う行為を一般的に禁止した上で、必要な施設・能力等を有し、かつ、欠格要件に該当しないことを審査したうえで、産業廃棄物の処理を適正に実施することができるものと認められる者についてのみ当該行為を行うことができることとしているものである。

「企業グループでの産業廃棄物の自ら処理の容認」に対する考え方 経済活性化に係る規制・制度改革に関する要望事項等一覧表(「モノ」)23関連

2. 親会社と連結子会社や持分法適用会社といえども、各企業は別個の法人主体であり、その目的及び業務内容等も当然のことながら異なっている。仮に、親会社と連結子会社や持分法適用会社間において他者の排出した産業廃棄物を処理するに当たり業の許可を不要とすると、悪意ある親会社が、子会社に廃棄物の不法投棄を行わせ、自らの関与を否定し、責任を逃れるなど、制度が悪用されることが予想される。すなわち前述の廃棄物処理業の許可制度の趣旨が担保できなくなり、結果として産業廃棄物の不適正処理の温床となることが否定できない。
3. また、違法行為等に対する行政処分等は、各法人ごとに行うものであり、各事業ごとに行うものではないが、仮にグループ企業の事業を一体としてみなした際に不適正処理が生じた場合、監督行政庁は、グループ企業内のいかなる法人に対し、行政処分等を行うべきか外形的に判断がつかないおそれがある。